

学校長 様

県立月ヶ岡特別支援学校

学部 年

児童生徒氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日 (発熱やのどの痛み等があった初日)	令和 年 月 日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日
診断された日 ※医療機関等で、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症と診断された日を記入してください。	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。)
- 出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

〈出席停止期間の数え方〉

1 新型コロナウイルス感染症の場合

【出席停止の期間】

発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでが基準

※無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

〈例1〉5/17から登校可能

〈例2〉5/19から登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目									0日目	1日目	
			症状軽快			登校可能							症状軽快		登校可能

2 インフルエンザの場合

【出席停止の期間】

・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでが基準

〈例1〉12/7から登校可能

〈例2〉12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/1	12/2		12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		0日目	1日目		2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							発症								
			0日目	1日目	2日目							0日目	1日目	2日目	
			解熱			登校可能						解熱			登校可能